有価証券の評価差額を巡る商法会計上の論点
―企業会計と商法会計の相違点を中心として―

高　山　　浩

Abstract

The fair-value evaluation of securities is permitted but not required in commercial-law accounting. Although unrealized holding gains and losses arising from the difference between the fair value and the historical cost of trading securities constitutes period profit or loss according to business accounting principles, according to commercial law, dividends are not paid on this unrealized holding gains. There therefore seems to exist a contradiction between commercial law and business accounting principles, with respect to this payment of dividends on real period profit from trading securities.

キーワード……時価評価　評価差額　商法会計　配当規制

1．はじめに

現在、わが国企業会計においては、平成 11 年 1 月に企業会計審議会より公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（以下、「金融商品会計基準」とする）」により、有価証券に対して時価評価が求められている。これ以前の企業会計においては、有価証券は原則として取得原価で評価され、例外的に低価基準によって評価されてきた。

取得原価主義を基調としてきたわが国企業会計が、一部金融商品とはいえ、原則として時価評価が求められたことは、企業会計におけるパラダイム転換と見る研究者も多い[1)]。

また、この基準設定を受け、わが国商法も、「商法においても会社の計算の適正を図るため、金銭債権等につき時価による評価を可能とする等の措置を講ずる必要がある」との理由から、平成 11 年 8 月の第 145 回通常国会で「商法の一部を改正する案」が可決成立し、同年同月 13 日に公布された。

この改正により、商法においても一定の金銭債権、社債、株式等を時価評価することが認められたが、商法の条文上、時価評価はあくまでも容認であり、強制適用ではない。また、売買目的有価証券の評価差額は企業会計においては期間損益を構成するが、商法会計においては正味の評価益を配当可能限度額算定上控除すべきとされた[2)]。

わが国商法も従来の企業会計と同様に、現在では取得原価主義を基調としていると考えられ

てきたが、果たして、商法会計上もこれがパラダイム転換と言えるのであろうか。

従来、わが国の会計制度はトライアングル体制といわれ[3)]、商法、証券取引法、税法という 3 つの法体系により、支えられていると考えられてきた。また、それぞれの法律は企業会計の面において、いくたびか相互間の調整を繰り返してきた。「金融商品会計基準」もまた、商法、税法に影響を与え、前述の商法における平成 11 年度改正、法人税法における 12 年度の抜本的な改正を余儀なくさせた。

さらに、平成 14 年度商法改正により、会計帳簿における財産の価額の評価方法および配当可能限度額および中間配当可能限度額の算定などに関する計算関係規定が法務省令に委任されるなど資産の評価を巡って、商法は大きく変化しているように思われる。

ここでは「金融商品会計基準」の設定によって、金融資産の評価を巡る商法会計がどのように変わり、また、企業会計とどの部分で異なるのかを明らかにし、商法会計上の論点を検討したい。

2.「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の論点

(1)「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の経緯と概要

平成 11 年商法改正法案における計算規定の改正の伏線となったのは、企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」における提言を踏まえて、商法と企業会計との調整を図るべき事項に検討を加えた「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（平成 10 年 6 月 16 日）(以下、「報告書」という)であった[4)]。

この「報告書」は企業会計審議会の提言を踏まえ、法務省（法務大臣官房参事官）と大蔵省（証券局企業財務課長）が共同で開催した、「商法と企業会計の調整に関する研究会」（以下、「研究会」という）が公表したものである。

「研究会」には商法学者、会計学者および実務家の参加が求められ、座長に江頭憲治郎（東京大学教授）を迎えて開催された。企業会計審議会からは大塚宗春、神田秀樹、斎藤静樹らが参加している[5)]。

「研究会」は平成 9 年 6 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を受ける形で同年 7 月から 7 回にわたって開催され、時価評価の導入及び税効果会計の採用を中心に商法と企業会計との調整を図るべく事項について検討を行った[6)]。

「報告書」では「Ⅰ 商法と企業会計との関係について」で、まず、証券取引法における会計と商法における会計の目的の違いを論じている。証券取引法については対象が公開会社であり、

会計目的は投資家に対する情報提供機能が中心であるとしている。

一方、商法では非公開会社もその対象としており、その会計目的は債権者と株主の利害調整機能または債権者保護を中心としているが、株主に対する情報提供機能も目的の一つであるとして、商法についても、株主に対する情報提供機能があることを明言している。

「報告書」では、要求される情報については差異があるが、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整をしてきたと述べている[7)]。

また、商法第 32 条第 2 項のいわゆる斟酌規定の解釈上、「企業会計原則」は、「公正ナル会計慣行」の中心をなすものと解されるとし、「企業会計原則」の位置付けを明確にしている[8)]。

さらに、商法においては債権者保護および利害調整機能から配当可能利益計算すなわち配当規制が中核となってきたが、資産評価規定は会計処理方法としての適否の観点から検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当であるとして、時価評価について、配当規制とは一旦切り離して検討することとしている[9)]。

次に「Ⅱ　金融商品に対する時価評価の導入」では、まず時価評価の必要性について理由をあげて述べている。第 1 点として金融商品を原価評価する会計基準の下では投資家にとって投資対象のリスクとリターンの早期把握が困難であり、また企業自身のリスク管理にも問題がある。第 2 点として海外市場での資金調達や海外投資家のわが国での投資のためには会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められている点があげられる。これらのためには企業の保有する金融商品に内在するリスクとリターンを的確に財務諸表に反映させるために時価評価を導入する必要が生じてきているとしている[10)]。

次に金融商品の時価評価を行う会社の範囲について述べている。金融商品の時価評価は基本的にはすべての会社に同一の評価基準が採用されることが望ましいとしている。しかし、時価評価を行っても金融商品の取引が少なく、評価損益の重要性が乏しい会社や中小会社等については時価評価を行わなくてもよいのではないかとしている[11)]。

一方、どのような金融商品について時価評価を行うかという問題は、企業会計審議会で会計基準として明確化し、商法の計算規定にも時価評価に関する規定を置く必要があるとしている。しかし、デリバティブの処理については商法では規定をおかず、企業会計審議会の会計基準に対して、斟酌規定を適用することで対応しても差し支えないのではないかとしている[12)]。

時価評価差額と配当規制の問題については、評価差額を損益計算に含めるものは配当規制の問題として検討しなければならないとしているが[13)]、他方で、商法の債権者保護の観点からは、評価益をすべて配当可能利益とするには問題があるが、当該資産が換金性の高い流動資産で、期間業績として捉えるべき評価損益の範囲内で時価評価されるなら、商法上配当規制を行わないこととしても、その弊害は乏しいという意見もあるとして、配当規制については結論を述べずに意見の表記にとどめている[14)]。一方、貸借対照表の資本の部に直接掲記されるものについては利益処分や準備金等としての位置づけなどを現行商法上どのように整理するかという問題

があるとしている[15)]。

続いて「Ⅲ 税効果会計の採用」では　1.税効果の必要性、2.繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表能力、3.税効果会計を適用する会社の範囲、4.配当規制について述べられている[16)]。

最後に、今回はひとまず、検討結果を取りまとめたが、今後問題が生じた場合には、必要に応じて商法と企業会計の調整を検討していくことが望まれると締めくくられている[17)]。

(2)「商法と企業会計の調整に関する研究会報告」の論点

「報告書」の特筆すべき論点は、商法においても、株主に対する情報提供機能がその目的の一つであるとしている点であると考える。

従来、わが国においては、商法は債権者保護をその基本的立場とし、証券取引法は投資家保護をその基本的立場としてきたと思われる[18)]。しかし、「報告書」では「Ⅰ．商法と企業会計の関係について」の「1. 商法及び企業会計における会計目的」において、次のように述べている。

「証券取引法における会計目的は、公開会社を対象として、投資家に投資情報を提供する機能が中心といわれている。この情報提供機能の観点からは、適正な会計処理を通じて企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることが必要である。

一方、商法における会計目的は、公開会社のみならず非公開会社を含むすべての会社を対象として、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心としていると一般にいわれている。しかし、これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つとされており（傍点筆者）、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになってきたと考えられる。この面では、商法の会計目的は、多数の株主が存在する公開会社に関する投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っていると考えられる・・・以下省略」

このように「報告書」では株主に対する情報提供機能が、もともと商法会計の目的の一つであったという解釈をしている。しかし、この解釈の根拠については明らかにされていない。「研究会」では、このように商法の会計目的に情報提供機能があると解釈することによって、商法における時価評価の導入の根拠を、第 1 点として金融商品を原価評価する会計基準の下では投資家にとって投資対象のリスクとリターンの早期把握が困難であり、また企業自身のリスク管理にも問題があるという点をあげ、第 2 点として海外市場での資金調達や海外投資家のわが国での投資のためには会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められているという主に情報提供の側面に求めているものと思われる[19)]。

このように「研究会」では、商法会計上、時価評価を導入する根拠としては、投資家および利害関係者に対する情報提供機能上必要であるとしていると考えられる。

これに対し、「商法が時価会計に行かざるをえないのは、まさに商法の対象とする利害関係者間の利害調整にとって、ある種の資産については時価評価が相応しいということであるからに

他ならない[20)]」として、商法の利害調整機能の立場から時価評価が求められているとする主張もある。

このように商法会計上時価評価が導入されることの根拠については対立点が見られるが、現在は、商法会計の目的にも投資家に対する情報提供機能があるとする考えが多く見受けられる。

「報告書」におけるもう一つの論点として、商法第 32 条第 2 項、いわゆる「斟酌規定」をめぐる論点をあげることができる。「報告書」においては、「Ⅰ　商法と企業会計との関係について」の「2.商法計算規定と会計基準の位置付け」において「（前略）また、商法においては、「総則」及び「会社の計算」において計算規定等が定められており、その中で、第 32 条第 2 項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との斟酌規定の解釈上、企業会計原則は、「公正ナル会計慣行」の中心をなすものと解されている」と述べ、企業会計原則を「公正ナル会計慣行」の中心として、はっきりと位置付けている。

これにより、商法の条文上、有価証券の時価評価が容認であっても、斟酌規定の適用により、公開会社については、時価評価が強制されるという解釈論を展開する。すなわち、「報告書」の「Ⅱ　金融商品に対する時価評価の導入」の「2.金融商品の時価評価を行う会社の範囲」において次のように述べている。

「証券取引法上の開示において時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うこととなると解することが適当である。反面、中小会社等に対しては、時価評価を行わないことが直ちに違法とならないよう、実務に配慮した検討が進められる必要がある」

これにより、商法条文上は時価評価が強制ではなく、容認にすることによって、中小会社等に強制されないように配慮しつつも、証券取引法適用会社には斟酌規定により、強制されるという解釈が導かれているものと考えられる。

したがって、後述するが、現在、商法条文上は時価評価は容認であるものの、証券取引法適用会社については、時価評価が商法からも強制されていると解するべきであろう。

また、平成 14 年度改正商法では、商法上の資産評価に関する諸規定が法務省令に委任され、具体的には、従来商法に規定があった資産の評価に関する計算書類の記載「事項」が法務省令である商法施行規則に委任され、これをうけた平成 15 年改正後商法施行規則では、商法施行規則を可能な範囲で財務諸表等規則の定めとの調和が図られたが、これには少なからず「研究会」における位置付けが影響していると思われる。

3．平成 11 年度改正商法を巡る論点

（1）時価評価導入の経緯と概要

時価評価導入までの経緯を企業会計審議会、「研究会」、法制審議会等によって、示すと以下のようになる。

表 1　時価評価導入の経緯

		企業会計審議会	商法と企業会計の調整に関する研究会	法制審議会商法部会
平成 8 年	9 月 20 日	金融商品の会計基準についての審議開始		
平成 9 年	6 月 6 日	「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」公表		
	7 月		「研究会」第 1 回開催	
	12 月 17 日			第 141 回会議 企業会計審議会の審議を踏まえ「資産の評価基準の見直し」を今後の審議事項とした
平成 10 年	6 月 16 日	「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」公表	「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」公表	
	7 月 8 日			「親子会社法制等に関する問題点」のなかで「資産の評価に関する問題点」に関する意見照会を公表
平成 11 年	1 月 22 日	「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」公表		
	1 月 27 日			「商法等の一部を改正する法律案要綱案」公表
				政　府
	3 月			「商法の一部を改正する法律案」閣議決定、国会提出
	8 月			第 145 回通常国会 「商法の一部を改正する法律案」を可決

出典：法務省および財務省ホームページ等により筆者作成。

前節の研究会報告公表から約 1 ヶ月後の平成 10 年 7 月 8 日に、法制審議会商法部会は、平成 9 年 12 月から検討してきた「完全親子会社関係創設のための手続及びこれに伴う親会社の株主の保護並びに資産の評価基準の見直し」に関する問題点の洗い出し作業を終え、それまでの審議経過を踏まえ、関係各界の意見を聴取するために「親子会社法制等に関する問題点」を取りまとめ、法務省民事局参事官室より公表し、意見照会を行った[21)]。その中の第 2 編で「資産の評価に関する問題点」において、次の 2 点について問いかけを行っている[22)]。まず第 1 点として『時価評価の必要性』と題して、「一定の資産について、時価による評価を認めるべきであるとの意見があるが、どうか。」というものであり、第 2 点として『配当可能限度額との関係』と題して、「時価による評価による評価益から評価損を控除した額は、配当可能限度額（商法第 290 条第 1 項）の計算上、純資産額から控除すべきであるとの意見があるが、どうか」という問いかけである。

なお、この第 2 点目の『配当可能限度額との関係』では、「報告書」では配当規制について、当該資産が換金性の高い流動資産で、期間業績として捉えるべき評価損益の範囲内で時価評価されるなら、商法上配当規制を行わないこととしても、その弊害は乏しいという意見もあるとして、両論併記の形をとり、結論を述べていないのに対し、「この意見照会では、「時価による評価による評価益から評価損を控除した額は、配当可能限度額（商法第 290 条第 1 項）の計算上、純資産額から控除すべきであるとの意見があるが、どうか」と、評価差額につき一切配当を認めない見解に傾斜した意見照会となっている[23)]」と江頭「研究会」座長は述べており、「研究会」と「法制審議会」では温度差があったことがうかがえる。

この意見照会に対する各方面からの意見を踏まえ、法制審議会商法部会は平成 11 年 1 月に「商法等の一部を改正する法律案要綱案」を公表し、その中で、金銭債権、社債・国債等、株式について、従来の評価方法に時価評価を加える旨を示した。また、これら時価評価により生ずる評価益に関し、配当可能限度額の算定についての扱いを示した。

同年 3 月、政府は、この要綱案を法制化するために「商法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。この法律案は、親子会社に関する部分と、資産の評価に関する部分とからなるが、この法律案提出理由は「会社を巡る最近の社会経済情勢にかんがみ、完全親子会社関係を円滑に創設するための手続である株式交換及び株式移転の制度を新設するとともに、親会社の株主の利益を保護するため、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、会社の計算の適正を図るため、金銭債権等につき時価による評価を可能とする等の措置を講ずる必要がある」というものであった。

この法律案は、同年 8 月の第 145 回通常国会で可決成立したが、資産の評価に関する改正規定については施行日が平成 12 年 4 月 1 日となっている[24)]。

これにより、市場価格のある金銭債権および市場価格のある株式で子会社以外のものについては時価を付することができることとなった（平成 14 年改正前商法第二百八十五条ノ四第三項、

同第二百八十五条ノ六第二項）[25]。しかし、平成 14 年改正前商法第二百八十五条ノ六第一項では、株式の評価につき原則として、従来どおり「取得価額」を付するものとしており、時価評価については時価を付することも可能であるとし、時価評価は「容認」という形をとっている。

このように商法においては当該資産の時価評価は容認であって、強制ではない。このことについて宮島司・島原宏明は「従来から商法において評価の方法が明文で定められていた資産の中で、金融商品と呼ばれる範疇に属するものについてのみ時価による評価が可能である旨の改正を行うものである。具体的には、いわゆる金融商品の中で、現行商法上評価についての規定のある金銭債権、社債等、そして株式についてのみ、改正を加える形になっている。これは商法が強行法規性を有することから、これらの規定を改正しないままでは時価会計の導入が不可能だからである」としている[26]。このように考えると商法は積極的に時価評価を取り入れたのではなく、むしろ国際的動向を踏まえた企業会計との調整として時価評価を取り入れたものと解される。

また、商法が適用される企業は上場企業のみならず、大企業はもとよりすべての株式会社に適用されるということも無関係ではない。前節の「報告書」では、金融商品の時価評価が企業の財政状態および経営成績をより適正に表示することを目的とする以上、会社の規模により時価評価の必要性に違いはなく、基本的にはすべての会社に同一の評価基準が採用されることが望ましいとしながらも、「利害関係者が限定されている非公開会社の場合には原価評価によっても情報提供機能が損なわれない場合も多いのではないかと考えられること、また、金融商品の取引や保有が少なく、時価評価を行ってもその評価損益の重要性が乏しい会社もあるのではないかと考えられることなどから、このような会社にまで時価評価を強制しなくても、商法の法益の観点から弊害は乏しいのではないかとの意見もある」としている[27]。

しかし、そうすると公開会社に商法上時価評価を強制しないのかという問題が生ずるが、これについては、前述のように、証券取引法上の時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合も、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価が強制されると解するという理論が適用されている[28]。

しかし、この理論ではたとえば商法特例法適用企業はどうなるのかという問題が残ると思われる。商法における情報提供機能を考えた場合、当然、これらの企業に対しても時価評価が適用されるべきであると考えられるが、商法特例法適用であり、なおかつ証券取引法適用外の株式会社は商法上は強制適用されないということになるのだろうか。それともこれに対しても斟酌規定を適用して時価評価が要請されるのであろうか。

（2）配当制限

評価差額については配当制限を新たに設けている（平成 14 年改正前商法第二百九十条第一項

第六号）[29]。すなわち、時価の総額がその取得原価の総額を超えるときは時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を配当可能限度額算定上控除すべきことを規定した。また、中間配当についても、同様の配当制限を新たに設けている（平成 14 年改正前商法第二百九十三条ノ五第三項第五号）。

これは、時価評価により、評価益が生じた場合にも、その利益が具体的に実現しているわけではないので、それをただちに、利益配当または中間配当の財源とすることは適当ではないという根拠に基づいている[30]。

これに対し、この配当可能限度額の算定については、債権者保護の観点からは評価益をすべて配当可能利益とすることには問題があるが、評価益の配当財源性を一定の範囲で認めるべきとする意見も少なくない[31]。「報告書」においても、「配当規制については、時価評価の対象となる資産が換金性の高い流動資産等であって企業の期間業績として捉えるべき評価損益の範囲内で時価評価が行われるならば、商法上、当該評価損益について配当規制を行わない（評価益、評価損ともに配当可能額計算に反映される）こととしても、その弊害は乏しいと考ええることができるのではないかとの意見がある」と紹介している。しかし、同時にその後段で「上記の資産以外の評価益は配当可能利益に含まれないものとする商法上の配当規制を、時価評価の対象となる金融商品の範囲が企業会計審議会において定められ、商法が直接定めない制度の下で敷くことは、立法技術上困難であるとの意見がある」として、例えば、売買目的有価証券の評価益のみを配当可能とするのは、立法技術上困難であると指摘している。

「報告書」では、このように配当規制については、両論併記の形がとられているが、法制審議会においては、前述のように、意見照会の段階で配当可能額計算に反映されるという選択肢はすでになくなっていたようである。「研究会」の「報告書」公表から一ヶ月もたっていないことを考慮すると、この件につき十分な審議が行われたのかどうかは疑問が残るといわざるを得ない。

配当規制は、商法における債権者保護の立場から、有限責任である株主に対する過剰な配当によって、債権者の利益が損なわれることを防ぐ目的によっていると考えられるが、基本的には債権者保護のための資本維持の原則によっていると考えられる。未実現の評価益を配当可能利益に参入することは、商法では資本維持を危うくすると考えられていると思われる。

「金融商品会計基準」では売買目的有価証券については、原則として時価評価し、その評価差額は評価益あるいは評価損として、損益計算書に計上される。この取り扱いを巡って「金融商品会計基準」では、売買目的有価証券は、換金に制約がなくそのストックが常にキャッシュフローと同じものと考えられ、それらの時価の変動は、そのままストックの価値を決め、換金を待たずに投資の成果を実現したと見ることができると考えている。つまり、評価差額を実現利益とみなしている。

これに対して、商法が正味の評価益に対して配当規制をしていることは、商法上は売買目的

有価証券の評価益といえども、これを未実現の評価益と見ていると考えられる。

つまり、企業会計上は「実現」概念の拡大という大きな変化が見られるのに対し、商法会計上は「実現」概念に大きな変化は見られない。このように見ると、企業会計上「実現」概念を変えてまで、時価評価を取り入れたのに対して、商法会計上は単にそれを容認しているに過ぎないとも言える。商法会計上は取得原価主義会計における旧来の「実現」概念に軸足を置いていたまま、斟酌規定によって調整を図っているものと考えられる。

4．おわりに

すでに見てきたように、商法においても金融資産の時価評価が認められた。しかし、商法の規定では、あくまでも取得原価による評価が原則である（平成 14 年改正前商法第二百八十五条ノ六）[32]。また、評価差額については配当制限を加えていることから、評価益を無条件に容認しているわけではないことがうかがえる。

しかし、配当制限を加えているものの、債権者保護を第一義としてきたわが国商法が有価証券の時価評価を認容したということは、従来未実現利益とされてきた金融資産の評価益が損益計算書に計上されることを意味する。

これには会計基準に対する国際的動向が大きく影響しているものと思われるが、また、この国際的動向をとり入れた「金融商品会計基準」も商法に大きく影響していると考える。

これに対し商法学者の立場から「我々が強く主張したいと考えていることは、証券取引法会計が、主としてグローバリゼーションという理由から時価会計への移行を余儀なくされてしまっているとしても、その直接的影響を受けて商法会計もその方向へと引きずられてしまうということではないという点である。（中略）商法が時価会計に行かざるをえないのは、まさに商法の対象とする利害関係者間の利害調整にとって、ある種の資産については時価評価が相応しいということであるからに他ならない[33]」として、商法の利害調整機能の立場から時価評価が求められているという主張もあるが、債権者保護の立場からどのように相応しいのかは必ずしも明確ではないように思われる。

また、商法会計の目的にも情報提供機能があり、その点から時価評価が要求されるとする見方も出てきた。これは大きな変化であると思われるが、先にみた「報告書」である[34]。そこでは、時価評価の導入は次の観点から必要であることが述べられている。すなわち、第 1 点として金融商品を原価評価する会計基準の下では投資家にとって投資対象のリスクとリターンの早期把握が困難であり、また企業自身のリスク管理にも問題があること。第 2 点として海外市場での資金調達や海外投資家のわが国での投資のためには会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められている点である。これら時価評価導入の理由は、投資者への情報提供機能に主眼を置いたものであると考えられるが、ここには商法会計の大きな変化が見えそうである。

「報告書」では、商法における会計目的は、債権者と株主の利害調整機能または債権者保護を中心としているが、これと並んで株主に対する情報提供機能も目的の一つであると述べられている。わが国商法は従来、債権者保護をその基本的立場とするものと考えられてきたが、この「報告書」により、商法における会計目的に投資者に対する情報提供機能があることが明言された。これは商法にも投資者保護の目的があるということになると考えられる。そうすると商法は債権者保護目的と投資者保護目的という対立する目的を同時に持つという根本的矛盾を内包していると考えられないだろうか。

また、「金融商品会計基準」においても、時価評価が要求される理由には投資者への有用な情報を提供するということが強調されている。会計の目的、あるいは機能を投資家への有用な情報提供にあるとすると、金融商品については、基本的に時価評価が妥当するということになるのであろう。しかし、会計の目的、あるいは機能を情報提供の側面だけで議論されることには疑問を感じる[35)]。商法がネットの評価益に対して、配当制限を課していることは会計における利害調整機能、あるいは債権者保護の観点からは時価評価に一定の疑問が投げかけられていることをあらわしていると考えられる。つまり、商法においては、従来の利害調整機能または債権者保護という基本的立場から、情報提供機能という立場に、相当程度シフトしながらも、配当制限を課すことにより、軸足は利害調整機能または債権者保護にあることを示しているものと考えられる。そうであるならば、商法上、時価評価が認められる理論的根拠を債権者保護目的の観点から再度検討する必要があるのではないだろうか。

冒頭でも述べたように、平成 14 年度商法改正により、会計帳簿における財産の価額の評価方法および配当可能限度額および中間配当可能限度額の算定などに関する計算関係規定が法務省令に委任された。これらは、企業会計の変化が非常に急速に進んでおり、それらに迅速に対応するためであると説明される[36)]。迅速な対応は確かに必要であると考えるが、それにより論理的整合性が崩れないようすることが肝要であると思われる。

（注）

1) 古賀智敏「金融商品と会計パラダイムの転換」『国民経済雑誌』第 180 巻第 3 号、1999 年、武田隆二「会計学認識の基点」『企業会計』第 159 巻第 1 号、2001 年など参照のこと。また、広瀬義州「連結会計制度と配当可能利益算定機能」『企業会計』第 55 巻第 1 号、2003 年は「・・・その契機が会計基準のコペルニクス的転回（傍点筆者）の象徴である『金融商品に係る会計基準』である。この基準によって、取得原価主義を基調としてきた日本の企業会計に、たとえ売買目的有価証券およびその他有価証券とはいえ、これらに時価評価が導入されたことである。」としている。
2) 平成 14 年改正前商法第二百九十条　利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得
一から五まで略
六　資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル貸借対照表上ノ純資産額

3) 「トライアングル体制」とは、わが国の会計制度が証券取引法、商法及び税法の 3 つが相互に関係して成り立っている状態を示している。詳細については新井清光「企業会計制度小論―会計学の視点から」『企業会計』第 50 巻第 1 号、1998 年を参照のこと。
4) 弥永真生「資産の時価評価の導入について」企業会計、1999 年、第 51 巻第 9 号、69 頁。

5)

	氏　名	現　職　（当　時）
座　長	江　頭　憲治郎	東京大学教授
	岩　原　紳　作	東京大学教授
	大　塚　宗　春	早稲田大学教授
	神　田　秀　樹	東京大学教授
	岸　田　雅　雄	神戸大学教授
	斎　藤　静　樹	東京大学教授
	関　　哲　夫	新日本製鐵株常務取締役
	南　　光　雄	公認会計士
	森　本　　滋	京都大学教授
	菊　池　洋　一	法務省法務大臣官房参事官
	三國谷　勝　範	大蔵省証券局企業財務課長

6) 商法と企業会計の調整に関する研究会「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」2000 年 6 月 16 日、「はじめに－開催の経緯等」。
7) 前掲「報告書」Ⅰ、1「商法及び企業会計における会計目的」。
8) 前掲「報告書」Ⅰ、2「商法計算規定と会計基準の位置づけ」。
9) 前掲「報告書」Ⅰ、3「商法における計算規定と配当の関係」。
10) 前掲「報告書」Ⅱ、1「時価評価の必要性」。
11) 前掲「報告書」Ⅱ、2「金融商品の時価評価を行う会社の範囲」。
12) 前掲「報告書」Ⅱ、3「時価評価の対象とする金融商品」。
13) 前掲「報告書」Ⅱ、4、(1)「時価評価差額の取扱」。
14) 前掲「報告書」Ⅱ、4、(2)「配当規制の考え方」。
15) 前掲「報告書」Ⅱ、4、(1)「時価評価差額の取扱」。
16) 前掲「報告書」Ⅲ「税効果会計の採用」。
17) 前掲「報告書」「おわりに」。
18) 武田隆二『最新財務諸表論　第 7 版』中央経済社、2001 年、144 頁では「従来から、証券取引法は「投資家保護目的」を、商法は「債権者保護目的」を追求するのであって、ある意味では避けがたい対立が存在すると言う理解が一般的であったと思われる。」としている。
19) 前掲「報告書」Ⅱ、1「時価評価の必要性」。
20) 宮島司・島原宏明『商法改正の論理』税務経理協会、2000 年、33～34 頁。
21) 法務省ホームページ、審議会情報：http://www.moj.go.jp/SHINGI/980708-1.html
22) 法務省民事局参事官室『親子会社法制等に関する問題点』1998 年、第 2 編。
23) 江頭憲治郎「『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』について」『COFRI ジャーナル』第 32 巻、1998 年、秋季号、81 頁～82 頁。
24) 法務省ホームページ：http://moj.go.jp
25) 平成 14 年改正前商法第二百八十五条ノ四　金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヲ付スルコトヲ要ス但シ債権金額ヨリ高キ代金ニテ買入レタルトキハ相当ノ増額ヲ、債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得
2　略
3　第一項ノ規定ニ拘ラズ市場価格アル金銭債権ニ付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
平成 14 年改正前第二百八十五条ノ六　株式ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス
2　第二百八十五条ノ二第一項但書ノ規定ハ市場価格アル株式ニ、同条第二項及第二百八十五条ノ四第三項ノ規定ハ市場価格アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ之ヲ準用ス
26) 宮島司・島原宏明、前掲書。
27) 前掲「報告書」Ⅱ、2「金融商品の時価評価を行う会社の範囲」。

28)　江頭憲治郎「『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』について」『COFRI ジャーナル』1998 年、第 32 号、80 頁。
29)　平成 14 年改正前商法第二百九十条　利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得
一から五まで略
六　資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル貸借対照表上ノ純資産額
30)　前田庸「商法の一部を改正する法律案要綱（案）の解説」『商事法務』第 1519 号、1999 年、10 頁。
31)　弥永真生、前掲書、73 頁。
32)　商法第二百八十五条ノ六　株式ニ付テハ其ノ取得原価ヲ附スルコトヲ要ス
33)　宮島司・島原宏明『商法改正の論理』税務経理協会、2000 年、33～34 頁。
34)　「研究会」のメンバーの一人である神田秀樹はさらに、「商法のゆくへ」『企業会計』第 48 巻第 9 号、中央経済社、1996 年、27 頁で、「仮にもし、配当可能利益算定会計では時価基準は適切でないとすれば、一定の金融取引に関する限りにおいて、情報伝達会計と配当可能利益算定会計とを分離する必要がある」とした上で、この分離は企業会計と商法会計の分離ではなく、「商法会計のなかにおける 2 つの会計の分離こそが課題である」として、商法会計には株主や会社債権者に対する情報の開示を目的とする面と配当可能利益の算定を目的とする面の両方があり、商法内部でその分離が必要であると説いている。
35)　例えば、武田隆二『最新財務諸表論』第 7 版、中央経済社、2001 年、149 頁では、「研究会」の「企業の保有する金融資産に内在するリスクとリターンを的確に財務諸表に反映させるために時価評価を導入する必要が生じてきている」という結論に対して「この必要性の基礎付けは、あくまでも投資家サイドにおける『証券投資に係る意思決定』に役立つディスクロージャーの観点からのものであって、商法の債権者保護目的からの基礎づけではない」としている。
36)　「座談会：平成 14 年商法改正と会計・計算[上]―商法会計の論点と実務対応―」『商事法務』第 1670 巻、2003 年 8 月 5 日号、7 頁～8 頁、始関正光法務省民事局民事法制管理官の発言。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳　喜重郎教授・澤田克己教授）